平成３１年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

６１

学　校　名	福岡県立小郡高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

教師と生徒の信頼関係のもと、あらゆる教育活動場面において学校を愛し、自他を大切にする態度を養い、いじめのない安心して学べる環境を構築する。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図り、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。今年度の取組は以下の通りである。

（１）いじめ防止講話を年間２回（５月、９月）実施する。
（２）いじめ防止啓発週間を年間１回（９月）実施する。
（３）部活動いじめ防止集会を年間１回（９月）実施する。
（４）いじめ防止に関する職員研修を年間２回（５月、９月）実施する。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

①生徒のささいな変化に気づく。
②気づいた情報を確実に共有する。
③情報に基づき速やかに対応する。
※生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにすることがあってはならない。

（２）いじめの早期発見のための措置

①毎月、学校生活アンケートまたは無記名いじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。あわせて、アンケートを活用した個人面談を行う。
②登校時から始業前、授業時間、休み時間、清掃時間、終礼から下校時、部活動の時間まで、各教員がいじめの兆候や疑わしい行為がある場合、５Ｗ１Ｈの記録を残し、担任に報告をする。
③生徒情報について、各学年会（週１回）、教育相談委員会（月１回）、生徒情報交換会（学期に１回）を実施し、情報を共有し、いじめの兆候等を全職員で共有する。
④保健室前の相談ポストの点検を養護教諭が毎日行う。
⑤家庭用チェックリストを配布(７月、１２月)し、保護者への啓発を行う。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

○いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に注目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める。

心理的な影響：　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

物理的な影響：　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。　等

○いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。管理職から電話で県教育委員会へ第一報を行い、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

○いじめ（疑いのある行為を含む）の発見・相談等

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
（その場に居合わせた教職員）

②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
（相談を受けた教職員）

③学校生活アンケート・いじめアンケートに記入があった場合、関係生徒に面談を行う。
（担任・副担任）

④相談ポストに相談が投函されていた場合、関係生徒に面談を行う。
（養護教諭）

⑤その他、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わり

を持つ。
（兆候を認識した教職員）

⇩

○いじめ（疑いのある行為を含む）の報告
上記①～⑤の場合、該当教員は、速やかに、いじめの可能性があることについて、その時点における一次情報の報告を校長、教頭、生徒部長、学年主任に対して行う。また、県教育委員会への第一報を行う。
（発見したり、通報を受けた教職員は一人で抱え込まない。）

⇩

○学校における「いじめ防止委員会」を直ちに開催し情報の共有、対応の協議を行う。
①いじめの情報の迅速な共有。
②関係のある生徒への事実確認の聴取。
③指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携対応。　等

⇩

○その後は、いじめ防止委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは､いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく小郡警察署と相談して対処する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小郡警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を行う。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解決している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて福岡法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小郡警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、福岡法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案し、いじめ防止委員会での会議により校長が

判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・ 児童生徒が自殺を企図した場合　　・ 身体に重大な傷害を負った場合

・ 金品等に重大な被害を被った場合　・ 精神性の疾患を発症した場合　などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

●重大事態の発生

⇩　県教育委員会を通して県知事へ報告

●県教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

①学校を調査主体とした場合

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

⇩

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

⇩

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

⇩

●調査結果を県教育委員会に報告

⇩　　⇩

県教育委員会から県知事に報告

●調査結果をふまえた必要な措置

②県教育委員会が調査主体となる場合

●県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

（２）調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。

・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報を盾に説明を怠ることがあってはならない。

・調査結果については県教育委員会を通じて知事に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、予防策や調査結果の報告に添えて送付する。

②調査結果の報告

●学校

⇩

●県教育委員会

⇩

●県知事　　※発生の報告と調査結果の報告と２回の報告を行う。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ防止委員会

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割

④いじめの疑いにかかる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

①事実関係を明確にするための調査を実施する。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような

態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

②いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

7　学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

①いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

②いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行う。